

建設業における社会保険未加入問題への行政の取り組み

平成 24 年 5 月 31 日 策定
平成 24 年 10 月 31 日 1 次改訂
平成 25 年 9 月 26 日 2 次改訂
国土交通省土地・建設産業局

建設業界における社会保険未加入対策の推進に際しては、建設業全体としての枠組みを整備し、行政機関や元請企業、下請企業、そして建設労働者等が一体となって取り組みを進めることが必要である。

このため、建設業と関係の深い行政機関において、社会保険加入の促進に向けた機運を醸成する中で、今後 5 年を目途に建設業許可業者の加入率 100% を目指すことを目標に以下の取組を着実に実施し、建設技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を実現する。

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

(1) 行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会の設置

＜対応方針＞

社会保険未加入対策を行政、建設業者団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、社会保険未加入対策推進協議会（以下「協議会」という。）を全国及び地方ブロックに設置する。

これまでの取組

- ・全国規模での協議会を開催（第 1 回協議会：平成 24 年 5 月 29 日、第 2 回協議会：平成 24 年 10 月 31 日、第 3 回協議会：平成 25 年 9 月 26 日）。
- ・協議会構成団体のうち、主要な建設業者団体から構成されるワーキンググループを開催（平成 24 年 5 月 22 日、7 月 30 日、10 月 22 日、平成 25 年 4 月 18 日、8 月 2 日、9 月 20 日）。
- ・各地方ブロックにおいて、地方協議会を開催（北海道ブロック：平成 24 年 8 月 1 日、東北ブロック：同年 8 月 30 日、関東ブロック：同年 7 月 25 日、北陸ブロック：同年 7 月 20 日、中部ブロック：同年 8 月 6 日、近畿ブロック：同年 8 月 7 日、中国ブロック：同年 8 月 30 日、四国ブロック：同年 7 月 30 日、九州ブロック：同年 8 月 29 日、沖縄ブロック：同年 9 月 4 日）。

今後の対応予定

- ・平成 25 年 10 月から 11 月にかけて、第 2 回地方協議会を開催予定。
- ・平成 26 年度以降も、全国及び地方ブロックにおいて協議会を開催し、取組の着実なフォローアップを実施。

(2) 各建設業団体による社会保険加入促進計画の策定・推進

<対応方針>

協議会に参加する各建設業者団体において、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、計画期間5年間の社会保険加入促進計画を策定し、毎年フォローアップを実施するよう促す。

これまでの取組

- ・各建設業者団体における社会保険加入促進計画の円滑な策定に資するため、「社会保険加入促進計画の枠組（案）」を作成し、協議会に参加する建設業者団体に提示（平成24年4月25日）。
- ・各建設業者団体の作成した計画を取りまとめ、第2回全国協議会に報告。
- ・平成25年度は、計画を作成した各建設業者団体において自主的にフォローアップを実施し、第3回全国協議会に報告。

今後の対応予定

- ・平成26年度以降も全国協議会の場を活用して、各団体の社会保険加入促進計画のフォローアップを実施し、計画内容の充実・強化を図る。

(3) 行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

<対応方針>

行政、関係団体、元請企業、協力会、保険者など、建設業に関わる様々な主体から、多様な手段による周知・啓発を行い、保険加入に向けた機運を醸成する。

これまでの取組

- ・中央建設業審議会より「建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）」を、各省各庁の長、政令指定都市の長、公共法人等の長及び主要民間発注者の長に対して通知（平成24年3月14日）。
- ・上記提言を受け、国土交通省土地・建設産業局長通知「建設産業における社会保険加入の徹底について」を各省各庁の長、政令指定都市の長、公共法人等の長及び主要民間発注者の長に対して通知（平成24年3月26日）。
- ・建設業振興基金と連携し、同基金に相談窓口を設置し、併せて同基金及び全国社会保険労務士会連合会と協力して円滑な社会保険加入手続き等に向けた相談支援体制を構築（平成24年7月）。
- ・適用除外承認を得ずとも適法に建設国保に加入している者や、法人化に際して適用除外承認を得て建設国保に加入している法人等については、協会けんぽに入り直す必要はない旨を周知するため、「建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について」（事務連絡）を、地方整備局・都道府県・関係団体に周知（平成24年7月30日）。
- ・社会保険未加入対策の関連資料を随時国土交通省ホームページに掲載。
- ・国土交通省トップページに「建設業の保険未加入対策」のバナーを設けるとともに、関係資料を集めたページを作成（平成24年9月）。

- ・社会保険加入促進のためのポスター及び発注者、元請企業、下請企業、建設企業で働く労働者向けのリーフレットの版下を作成し、関係団体等に広く配布（平成25年4月）。
- ・業界団体機関誌に向けた原稿作成・掲載を通じた広報の実施。
- ・社会保険未加入対策関係情報を随時伝えるため、協議会参加団体等に対してメールマガジンを配信。
- ・保険の種類ごとに適用関係を分かりやすく表示した「社会保険の適用関係について（参考資料）」を作成して、国土交通省ホームページに掲載。
- ・各地方ブロック（10カ所）において、社会保険未加入対策の推進等に関する説明会を開催（平成25年7月）
- ・その他、各種講演会等の機会を通じて社会保険未加入対策について周知。

今後の対応予定

- ・保険未加入対策に関する具体的取組がまとまる都度、メディアに対して情報提供するとともに、国土交通省HPに掲載。協議会参加団体等に対しては、メールマガジンを適時配信。
- ・「平成25年度 社会保険等への更なる加入徹底方策に関する調査業務」により、社会保険の加入徹底に向けたリーフレットを改訂し関係者に配布。
- ・各団体におけるポスター、リーフレットの印刷・配布を推進する。

2. 建設業許可部局による社会保険未加入企業への対応

(1) 建設業許可・更新時の加入状況の確認

<対応方針>

建設業担当部局は、建設業の許可・更新時に健康保険等の加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対して、文書により加入を指導する。当該指導に従わない場合には厚生労働省の社会保険担当部局に通報する。

これまでの取組

- ・各地方ブロックで地方整備局等、都道府県の建設業担当部局及び関係団体に対し、社会保険未加入対策の説明会を開催し、建設業許可・更新時の社会保険加入状況の確認について説明・意見交換（平成24年3月5日～22日）。
- ・建設業の許可・更新の申請時に保険加入状況を記載した書面の提出を求めため、建設業法施行規則を改正（平成24年5月1日公布、同年11月1日より施行）。
- ・建設業法施行規則の改正を関係団体に周知するとともに、国土交通省HPに掲載（平成24年5月1日）。
- ・地方整備局及び都道府県の建設業担当部局担当者を対象として、「社会保険未加入対策に係る全国建設業担当者会議」を開催し、社会保険制度の概要や関連する制度改正等について説明、意見交換（平成24年6月27日）。
- ・平成24年11月1日より、許可申請・更新時に社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対する加入指導を実施。

今後の対応予定

- ・引き続き、許可申請・更新時に社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対する加入指導を実施。

(2) 経営事項審査の厳格化

<対応方針>

経営事項審査の項目区分「健康保険及び厚生年金保険」を分割するとともに、保険未加入の場合の減点幅を拡大する。

これまでの取組

- ・各地方ブロックで地方整備局等、都道府県の建設業担当部局及び関係団体に対し、社会保険未加入対策の説明会を開催し、経営事項審査の厳格化について説明・意見交換（平成24年3月5日～22日）。
 - ・経営事項審査の項目区分「健康保険及び厚生年金保険」を分割するとともに、保険未加入の場合の減点幅を拡大するため、建設業法施行規則及び関係告示を改正（平成24年5月1日公布、同年7月1日より施行）。
- ・制度改正に伴うシステムの改修を実施。
- ・地方整備局及び都道府県の建設業担当部局担当者を対象として、「社会保険未加入対策に係る全国建設業担当者会議」を開催し、改正後の経営事項審査の取扱について説明、意見交換（平成24年6月27日）。
- ・平成24年11月1日より、経営事項審査時に社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対する指導を実施。

今後の対応予定

- ・引き続き、経営事項審査時に社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対する加入指導を実施。

(3) 建設業担当部局による指導監督

<対応方針>

建設業担当部局において、営業所及び建設工事現場への立入検査等を行い、社会保険未加入企業に対し、文書により加入を指導する。当該指導に従わない場合には厚生労働省の社会保険担当部局に通報する。

厚生労働省の社会保険担当部局に通報した社会保険未加入企業で、社会保険担当部局の指示に従わない悪質な社会保険未加入企業に対して、建設業法に基づき他の法令に違反した企業として、指導又は監督処分を行う。

建設業担当部局は、建設業の許可・更新申請書、施工体制台帳、経営事項審査申請書の社会保険に係る事項に虚偽の記載等があった場合、建設業法に基づく指導又は監督処分を行う。

これまでの取組

- ・各地方ブロックで地方整備局等、都道府県の建設業担当部局及び関係団体に対し、社会保険未加入対策の制度改正等に係る事前の説明会を実施（平成24年3月5日～22日）。
- ・地方整備局及び都道府県の建設業担当部局担当者を対象として、「社会保険未加入対策に係る全国建設業担当者会議」を開催し、社会保険制度の概要や関連する制度改正等について説明、意見交換（平成24年6月27日）。

- ・ 社会保険未加入企業に対する監督処分を可能とするため、監督処分基準を改正し（平成24年10月24日）、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続きこれらの保険に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合等について、監督処分を実施することを可能とした。
- ・ 平成24年11月1日より、営業所の立入検査等により社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対して加入を指導。

今後の対応予定

- ・ 引き続き、営業所の立入検査等により社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対して加入を指導。
- ・ 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続きこれらの保険に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合等について、改正後の基準により監督処分を実施する。
- ・ 平成25年度「建設業取引適正化推進月間」において、各許可行政庁ごとに又は各許可行政庁が連携して本月間内に立入検査等による指導を実施し、社会保険等の加入状況等も併せて確認（平成25年11月1日～30日）。

(4) 社会保険担当部局（厚生労働省）との連携

<対応方針>

(1) 及び (3) により指導してもなお社会保険未加入の企業について、保険担当部局に通報する。保険担当部局から加入勧奨や指導を行い、これに従わない場合には強制加入手続を行う場合がある。

これまでの取組

- ・ 社会保険未加入対策の具体化に関する検討会において、厚生労働省担当部局の参加を得て検討。
- ・ 協議会及び同ワーキンググループメンバーとして厚生労働省担当部局が参画。
- ・ 建設業担当部局から社会保険担当部局への通報スキームを構築。
- ・ 平成24年11月1日より、建設業担当部局からの通報を受け、保険担当部局において保険未加入事業所に対する指導を実施。
- ・ 保険担当部局は、指導に従わない悪質な保険未加入事業所に対し強制加入手続を行う場合がある。
- ・ 社会保険担当部局において、保険の加入義務があるのに加入していない事業所を把握するため、法務省から法人登記簿情報の提供を受けるなど未加入対策の強化を実施。

今後の対応予定

- ・ 引き続き、建設業担当部局からの通報や法人登記情報による確認等を踏まえ、保険担当部局において保険未加入事業所に対する指導を行う。
- ・ 保険担当部局は、指導に従わない悪質な保険未加入事業所に対し強制加入手続を

行う場合がある。

3. 建設企業の取組（元請企業による下請指導）

<対応方針>

保険加入の取組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、元請企業において、協力会等を通じた保険加入の勧奨や工事現場における周知・啓発、再下請負通知書・作業員名簿等を活用した確認・指導を行うよう促す。

これまでの取組

- ・各地方ブロックで建設業者団体等に対し、社会保険未加入対策の説明会を開催し、元請企業による下請指導について説明・意見交換（平成24年3月5日～22日）。
- ・施工体制台帳の記載事項及び再下請通知書の記載事項に下請負人の社会保険に関する事項を追加するため、建設業法施行規則を改正（平成24年5月1日公布、11月1日より施行）。
- ・作業員名簿に被保険者番号記入欄を追加するため、事業者団体等に関係様式の改正を依頼（平成24年3月）。
- ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を策定（平成24年7月4日、同年11月1日より施行）。
- ・地方整備局及び都道府県の建設業担当部局担当者を対象として、「社会保険未加入対策に係る全国建設業担当者会議」を開催し、下請指導ガイドライン案について説明、意見交換（平成24年6月27日）。
- ・各地方ブロックで建設業団体との意見交換会や立入検査等の際に下請指導ガイドラインを配付・説明（平成24年7月以降）。
- ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知に向け、建設業者団体と連携してセミナー等を開催（平成24年9月27日）。
- ・建設業担当部局の行う立入検査等において指導状況等を確認。

今後の対応予定

- ・引き続き、建設業担当部局の行う立入検査等において指導状況等を確認。
- ・直轄工事において未加入企業の排除に向けた取組を進めるとともに、他の発注者にも同様の取組を要請。

4. 法定福利費の確保

（1）直轄工事における対応、発注者への要請・周知、元請企業への要請

<対応方針>

法定福利費は、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを踏まえ、民間発注者に要請・周知するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう元請団体・元請企業に要請するなど、民間発注者、元請企業、下請企業等の関係者において、それぞれの立場からの法定福利費の確保に向けた取組を推進する。

これまでの取組

- ・国土交通省直轄土木工事において、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額（事業主負担分）について、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを実施（平成24年4月1日より実施）。
- ・平成25年度公共工事設計労務単価において、建設作業を担う技能労働者全員が社会保険等に参加するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）を反映（平成25年4月1日より実施）。
- ・民間発注者団体に対し、「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」（平成24年7月23日国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）、「適正な価格による工事発注について」（平成25年3月29日国土交通省土地・建設産業局長通知）、「技能労働者の確保に向けた標準見積書の活用等による法定福利費の確保を通じた社会保険等未加入対策の徹底等について」（平成25年6月7日国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）を発出し、
 - ①公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注をできる限り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行うこと
 - ②発注する工事についての建設作業を担う技能労働者等に係る法定福利費が着実に確保されるよう、見積・入札・契約の際に配慮頂くこと
 - ③質の高い建設工事を円滑に施工する観点から、あらかじめ受注者と十分に協議を行って、施工に必要な適正な工期を設定すること
 等を要請。
- ・「建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」において、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある旨等を明記（平成24年7月31日）。
- ・総合工事業団体に対し、「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」（平成24年9月13日国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日国土交通省土地・建設産業局長通知）を発出し、
 - ①適正な法定福利費の確保
 - ②適正な法定福利費を含んだ見積・契約の実施
 - ③法定福利費が内訳明示された見積書の尊重
 - ④下請企業への社会保険加入の指導の徹底
 等の取組が着実に行われるよう、傘下の会員企業への周知徹底を要請するとともに、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）を発出し、
 - ①発注者に対して法定福利費を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を要請すること
 - ②下請企業に対して法定福利費が内訳明示された見積書の提出を促すとともに、提出した下請企業を尊重すること
 - ③協力企業等の関係者への周知啓発を行うこと
 等について要請。

今後の対応予定

- ・ 主要民間発注者、公共発注者（自治体）、総合工事業団体等に対し、第3回協議会における申し合わせを踏まえ、必要な法定福利費を適正に考慮するよう働きかけを実施。
- ・ 公共建築工事見積標準書式に法定福利費の項目を追加し、10月以降の官庁営繕工事において試行した上で、平成26年度より本格的に運用を開始。
- ・ 官庁営繕工事において、複合単価、市場単価をそれぞれ補正し、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額（事業主負担分）を反映（平成25年10月公告分の工事から適用）。
- ・ 法定福利費の流れの透明化に向け、直轄工事に係る法定福利費の平均的割合や概算額の公表を進める。

(2) 業界における見積時の法定福利費の明示**<対応方針>**

専門工事業団体において、見積時に法定福利費を明示するための標準見積書を作成し、建設企業における活用を推進する。

これまでの取組

- ・ 法定福利費に係るこれまでの経緯と現状について関係団体と意見交換を実施。
- ・ 専門工事業団体に対して、見積時に法定福利費を明示するための標準見積書の作成を依頼（第1回協議会において実施）。
- ・ 専門工事業団体に対して、「各専門工事業団体における標準見積書の作成について」（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）を発出し、法定福利費の内訳を明示するための標準見積書及びその作成手順書の検討・作成を要請（平成24年6月13日）。
- ・ 総合工事業団体に対し、「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）を発出し、法定福利費が内訳明示された標準見積書の尊重を要請（平成24年9月13日）。
- ・ 各建設業者団体の作成した標準見積書案を取りまとめ、第2回全国協議会に報告（平成24年10月31日）。
- ・ 関係団体と意見交換を実施し、標準見積書の活用促進に向けた現状と課題を把握。（平成25年3月）
- ・ 第5回協議会WGにおいて、標準見積書のブラッシュアップ、周知・PRの展開、9月頃からの一斉活用開始等について申し合わせ（平成25年4月18日）。
- ・ 上記の申し合わせの内容について、各建設業団体に対し「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日国土交通省建設市場整備課長通知）を発出し、周知。
- ・ 各建設業団体を対象に標準見積書のブラッシュアップに関する説明会を開催（平成25年5月16日）。
- ・ 各地方ブロック（10カ所）において、社会保険未加入対策の推進等に関する説明会を開催（平成25年7月）

- ・標準見積書の作成対象となっている全57団体に対して個別ヒアリングを実施し、各団体毎に必要な助言を行うとともに、標準見積書活用の取組の必要性・重要性について説明（平成25年7月～9月）。
- ・第6回（平成25年8月2日）・第7回協議会WG（同9月20日）を開催し、関係者間で状況を共有。
- ・第3回協議会において、標準見積書の一斉活用開始等について申し合わせ（平成25年9月26日）

今後の対応予定

- ・第3回協議会における申し合わせを踏まえ、平成25年9月26日以降、標準見積書の一斉活用を開始。
- ・各建設業者に対してアンケートを実施し、標準見積書の活用状況等を適確に把握（平成25年11月末〆切）
- ・活用開始後に各団体の相談窓口等を通じて収集した課題やアンケートによる標準見積書の活用状況の把握等を踏まえ、協議会WGにおいて意見交換を行うとともに、更なる標準見積書の活用方策について検討を行う。

(3) ダンピング対策

<対応方針>

低入札価格調査制度の活用や、価格による失格基準の積極的な導入・活用によりダンピング受注の排除を図る。

これまでの取組

- ・低入札価格調査基準価格の見直し（平成23年4月、平成25年5月）。
- ・「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」を改正（平成23年8月）。
- ・地方公共団体に対し「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく要請（平成23年8月）。
- ・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について、調査を実施。
- ・ブロック監理課長等会議等を活用して、周知・要請。

今後の対応予定

- ・中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会を通じて、今後の公共工事の入札契約制度のあり方について検討。
- ・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について、毎年度1回調査。
- ・ブロック監理課長等会議等を活用して、周知・要請。

(4) 重層下請構造の是正

<対応方針>

建設企業及び建設業団体において、重層下請構造の是正に向け下請契約の必要性・適法性のチェックや施工力のある下請企業の選定、工事の平準化等の取組など自主的取組を実施するよう促すとともに、行政において、一括下請負の禁止、主任技術者の配置、請負・雇用に関するルールを徹底する。

これまでの取組

- ・許可申請書等の記載内容や通報等に基づく立入検査等により、一括下請負の禁止や主任技術者の適正な配置等を実施。
- ・「平成24年度 重層下請け構造及び一人親方に係る実態・処遇改善方策調査事業」により、重層下請構造下における一人親方の就労環境について調査・検討。
- ・一人親方の社会保険加入や労働者性の判断基準に関するパンフレットを作成し、関係者に配布、周知。

今後の対応予定

- ・引き続き、一人親方の社会保険加入や労働者性の判断基準に関するパンフレットを関係者に配布、周知。
- ・特定建設業者による下請指導状況について指導を実施。

5. その他

(1) 就労履歴管理システムの普及・活用

<対応方針>

工事就労履歴や保険加入状況を迅速に把握する就労履歴管理システムの実現に向け、関係者が協力して検討を行い、具体化を推進する。

これまでの取組

- ・国土交通省「集合住宅等のRFID活用建設共通パス研究開発事業」においてシステムを検討（平成19年度）。
- ・国土交通省「建設技能者確保・育成モデル構築支援事業」における実証実験（平成20年度）。
- ・総務省「ユビキタス特区事業」において実証実験を実施（平成21年度）。
- ・総務省「被災地域情報化推進事業」において被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業が交付決定（平成24年4月）され、福島県福島市においてシステムの稼働開始（同年10月）。
- ・国土交通省建設産業戦略会議取りまとめの「建設産業の再生と発展のための方策2012」（以下「方策2012」という。）において、IT技術により技能労働者が保有する施工力に係る資格や工事経験、社会保険等への加入状況等の情報を蓄積・活用する仕組みについて検討し、その実現を図ることが必要である旨を提言（平成24年7月）。
- ・方策2012の提言の具体化に向けて、有識者、関係団体、地方公共団体による「担い手確保・育成検討会」を設置（平成24年9月24日）。

- ・「担い手確保・育成検討会」の下に設置した「技能労働者の技能の「見える化」ワーキングチーム」において、基本的な枠組みを整理し、中間とりまとめとして同検討会に報告（平成25年3月25日）。

今後の対応予定

- ・技能労働者の技能の「見える化」ワーキングチームにおいて議論を進め、今年度末をメドにシステム運用構想をとりまとめる。

(2) 社会保険適用促進に向けた研究

<対応方針>

社会保険の適用を促進するため、法定福利費の取扱い、建設業団体による保険加入確認の枠組み、重層下請や一人親方の就労状況の実態把握等について、調査・検討を実施する。

これまでの取組

- ・「平成24年度 社会保険等の加入徹底方策に関する調査事業」及び「平成24年度 重層下請構造及び一人親方に係る実態・処遇改善方策調査事業」について企画競争を実施。
- ・「平成24年度 社会保険等の加入徹底方策に関する調査事業」により、関係有識者、総合工事業団体、専門工事業団体及び社会保険労務士会から構成される「社会保険等の加入促進方策検討委員会」を設置（平成24年8月31日）し、優良事業者認証の仕組み、社会保険加入手続き円滑化方策及び社会保険の加入徹底に向けたリーフレット・ポスター案やその周知方策の検討を開始。
- ・「平成24年度 重層下請け構造及び一人親方に係る実態・処遇改善方策調査事業」により、重層下請構造下における一人親方の就労環境について調査・検討を開始。

今後の対応予定

- ・「平成25年度 必要な法定福利費の確保による社会保険等の加入徹底方策に関する調査業務」において、標準見積書を活用した必要な法定福利費の確保に関する調査・検討を推進。
- ・「平成25年度 社会保険等への更なる加入徹底方策に関する調査業務」において、優良事業者認証制度や民間工事を含めた社会保険等への加入状況の把握に関する調査・検討を推進。